

山梨県公報

第二千二十二号

平成二十二年
三月一日

月 曜 日

目 次

広域連合の規約の一部変更の許可	一三一
県営土地改良事業の完了	一三一
都市計画の変更	一三一
公 告	一三一
随意契約の相手方の決定について	一三一
平成二十二年技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施	一三一
平成二十二年前期技能検定の実施	一三一

告 示

山梨県告示第五十七号

山梨県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成二十二年二月十六日付けで許可した。

平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第五十八号

県営土地改良事業(大月東部地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十一年十二月十日をもって完了した。

平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 都市計画の種類
富士北麓都市計画道路
(三・三・三号 新屋西吉田線)
- 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県グループウェアシステム機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年十二月二十五日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
NTTファイナンス株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号

五 契約金額

二億二千八百八十二万三千七百二十八円

六 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に該当

● 平成二十二年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施する検定職種及びその等級

1 実施職種

(一) 随時実施 三級

さく井、鑄造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造作業に限る。）、鍛造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ハンマ型鍛造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ハンマ型鍛造作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、めつき（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、変圧器組

立て法及び配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、製本（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、書籍製本法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、書籍製本作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工、カーペット系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

(二) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製本、プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、表装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1 に掲げる三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

一万六千五百円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書以下「申請書」という。() に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十二年前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十二年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、研削盤加工法及びマシン

ニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。)、放電加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業に限る。)、金属プレス加工、鉄工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。)、建築板金、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。)、めつき(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。)、仕上げ、ダイカスト(実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、コールドチャンバダイカスト作業に限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業に限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作作業に限る。)、家具製作(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。)、建具製作(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業に限る。)、プラスチック成形(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。)、石材施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法及び石積み施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業及び石積み作業に限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択す

る科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事業及びFRP防水工事業に限る。)、内装仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、木質系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事業、木質系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業及びボード仕上げ工事業に限る。)、熱絶縁施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事業に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事業に限る。)、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業及び金属塗装作業に限る。)、広告美術仕上げ(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告板粘着シート仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告面粘着シート仕上げ作業に限る。)、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。)、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。)、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業に限る。)、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業に限る。)、仕上げ(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ作業に限る。)、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業

及びボード仕上げ工に限定する。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装作業に限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級

路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ工に限定する。）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(-) 実施期日

平成二十二年六月七日（月）から同年九月十二日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(-) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(-) 問題の公表

平成二十二年六月一日（火）から山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター内）において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(-) 実施期日

職 種	実施期日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十二年七月二十五日（日）

1 一級及び二級
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装
2 三級
金属熱処理

一級及び二級
機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示

一級、二級及び三級
写真

1 一級及び二級
園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾
2 単一等級
路面標示施工

(-) 実施場所

甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書

(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(-) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)に該当する者を除く。及び単一等級
一万六千五百円

(2) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

一万千円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書以下、「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十二年四月五日（月）から同年同月十六日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十二年八月二十七日（金）（金属熱処理及び写真を除く三級職種）、平成二十二年十月一日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合

六 その他

格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。